

# 大崎地方合併協議会

## 第1回農業委員会委員の定数及び任期等検討小委員会

日時：平成15年8月11日（月）

午後1時30分～

場所：三本木町役場 ふれあいホール

### 次 第

- 1．開 会
- 2．開会あいさつ
- 3．委嘱状交付
- 4．委員紹介
- 5．委員長及び副委員長の選出について
- 6．協議事項
  - (1) 農業委員会委員の定数及び任期等検討小委員会設置要綱（案）  
について
  - (2) 小委員会のスケジュール（案）について
  - (3) 新市農業委員会の組織等について
  - (4) 次回会議の開催について
- 7．その他
- 8．閉会あいさつ
- 9．閉 会

## 委員長及び副委員長の選出について

大崎地方合併協議会小委員会規定第4条第2項の規定により、次のとおり委員長及び副委員長の選出について提案する。

職名	氏名	市町名	備考
委員長			
副委員長			
副委員長			

## 協議事項（１）

### 農業委員会委員の定数及び任期等検討小委員会設置要綱（案）について

#### １．設置

合併後の新市における農業委員会委員の定数及び任期等の取扱いについて協議，調整するため，大崎地方合併協議会規約第１１条及び大崎地方合併協議会小委員会規程（以下「規程」という。）に基づき，農業委員会委員の定数及び任期等検討小委員会（以下「小委員会」という。）を設置する。

#### ２．組織

- (1) 小委員会の委員は，規程第３条により，大崎地方合併協議会（以下「協議会」という。）の委員及び学識経験者から会長が指名する。
- (2) 小委員会の委員は，２８名とし，別紙名簿のとおりとする。

#### ３．検討内容

小委員会での検討内容は，以下に掲げる事項とする。

- (1) 農業委員会の区域に関する事。
- (2) 農業委員会委員の定数に関する事。
- (3) 農業委員会委員選挙の選挙区に関する事。
- (4) 農業委員会委員の定数及び任期の特例に関する事。
- (5) 農業委員会委員の報酬に関する事。
- (6) その他農業委員会委員の定数及び任期等の取扱いについて必要な事項に関する事。

#### ４．検討期間

平成１５年８月１１日から農業委員会委員の定数及び任期等の取扱いが決定するまでの間とする。

#### ５．報告

委員長は，規程第８条に基づき，協議の結果を報告書にまとめ，直近の協議会に報告する。

#### 附 則

この要綱は，平成１５年８月１１日から施行する。

## 農業委員会委員の定数及び任期等検討小委員会委員名簿

(敬称略)

委員区分	役職名	氏名
協議会委員	古川市住民代表	石村明美
	古川市住民代表	米城夏江
	松山町住民代表	小原文夫
	松山町住民代表	佐藤信藏
	三本木町住民代表	佐々木賢司
	三本木町住民代表	寺澤道子
	鹿島台町住民代表	阿部雅良
	鹿島台町住民代表	高島孝子
	岩出山町住民代表	氏家登志子
	岩出山町住民代表	鹿野孝
	鳴子町住民代表	菅原信朗
	鳴子町住民代表	菊地美恵子
	田尻町住民代表	加藤節幸
	田尻町住民代表	白旗成典
学識経験者	古川市農業委員会会長	森谷尚生
	古川市農業委員会委員	鈴木悟
	松山町農業委員会会長	佐藤晃
	松山町農業委員会委員	渡邊栄喜
	三本木町農業委員会会長	相沢勲
	三本木町農業委員会委員	早坂勝一
	鹿島台町農業委員会会長	岡本安吉
	鹿島台町農業委員会委員	高埜仁
	岩出山町農業委員会会長	大沼洪悦
	岩出山町農業委員会委員	佐藤佑
	鳴子町農業委員会会長	上野忠志
	鳴子町農業委員会委員	佐藤博行
	田尻町農業委員会会長	羽生正明
	田尻町農業委員会委員	千葉哲弥

## 協議事項(1) 資料1

### 大崎地方合併協議会小委員会規程

#### (趣旨)

第1条 この規程は、大崎地方合併協議会規約（以下「規約」という。）第11条第2項の規定に基づき、大崎地方合併協議会（以下「協議会」という。）の小委員会（以下「小委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### (所掌事務)

第2条 小委員会は、協議会から付託された専門分野における事項について、調査及び審議等を行う。

#### (組織)

第3条 小委員会は、前条に規定する所掌事務を分野ごとに行うため、必要に応じて、会長が指名する委員、学識経験者及び関係市町職員等で組織する。

#### (役員)

第4条 小委員会には、小委員会ごとに委員長及び副委員長を置くものとする。

2 委員長及び副委員長は、小委員会の委員の互選により選出するものとする。

#### (役員の職務)

第5条 委員長は、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員長の職務を代理する。

#### (会議)

第6条 小委員会の会議は、会長の要請により、又は委員長が必要に応じて招集し、委員長がその議長となる。

2 会議運営及び傍聴等については、原則として、協議会の会議の例によるものとする。

#### (有識者等の出席)

第7条 委員長は、必要に応じて小委員会委員以外の有識者等を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

#### (報告)

第8条 委員長は、協議会から付託された事項の調査及び審議結果について、協議会に報告するものとする。

#### (庶務)

第9条 小委員会の庶務は、事務局において処理する。

#### (委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、小委員会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

#### 附 則

この規程は、平成15年7月7日から施行する。

協議第 8 号

農業委員会委員の定数及び任期等の取扱いについて

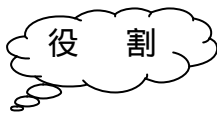
農業委員会の定数及び任期等の取扱いについては、次のとおり提案する。

平成 15 年 7 月 7 日

大崎地方合併協議会  
会 長 佐々木 謙 次

協定項目 7	農業委員会委員の定数及び任期等の取扱い
<p>農業委員会委員の定数及び任期等の取扱いについては、小委員会に付託し、協議、調整のうえ、協議会で決定する。なお、小委員会の名称については、「農業委員会委員の定数及び任期等検討小委員会」とする。</p>	

## 議会議員の定数及び任期等検討小委員会の役割と位置付け



### 役割

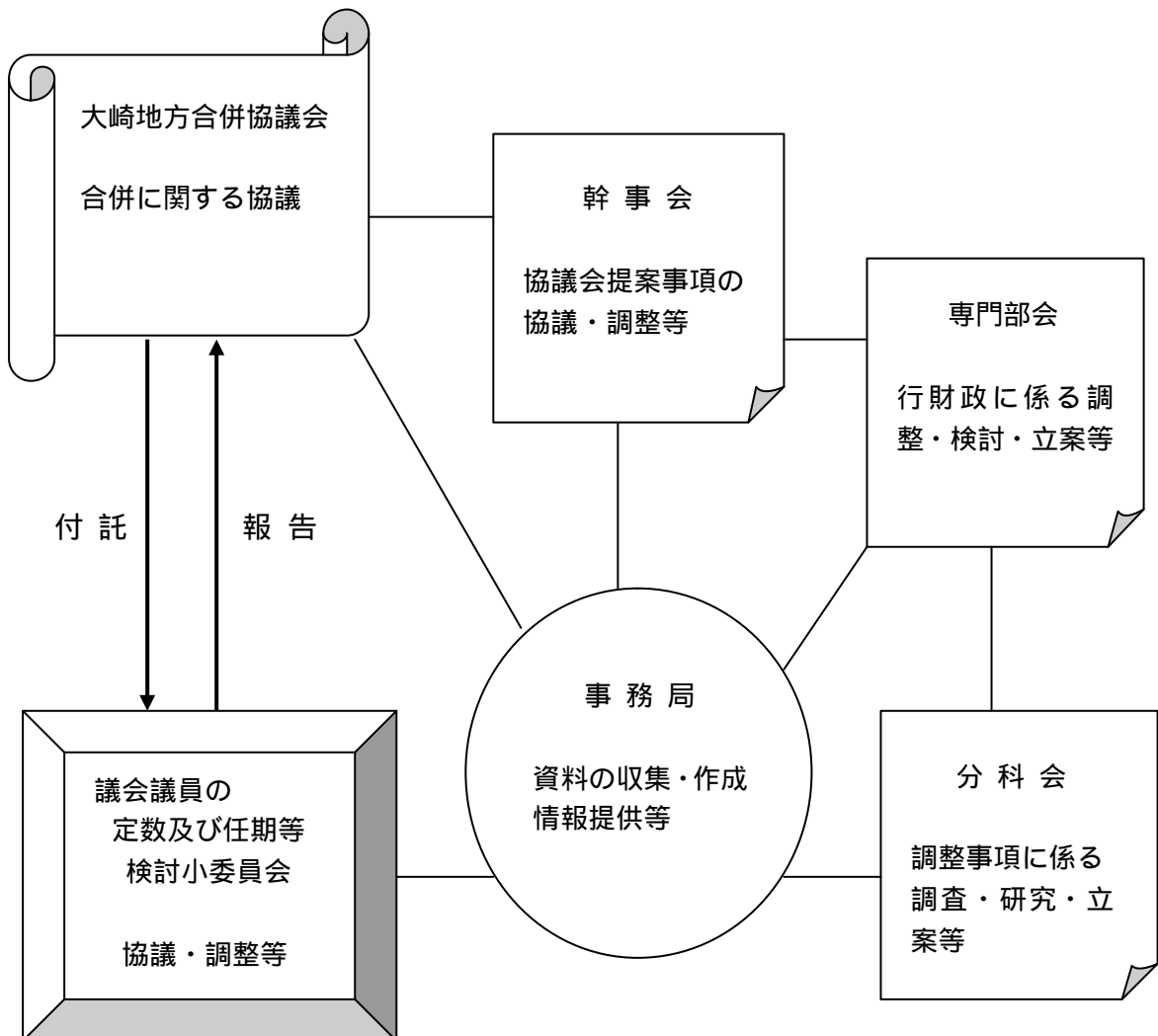
小委員会規程第2条では、「協議会から付託された専門分野における事項について、調査及び審議等を行う」と定められており、大崎地方（1市6町）が合併し新市となった場合の議会議員の定数及び任期等について協議・調整する役割を担っています。



### 位置付け

小委員会は、合併協議会の付属機関であり、上記の役割を果たす機関であることから、委員会での協議事項は随時、委員長が合併協議会に報告することとなっています。

なお、小委員会の庶務等は合併協議会事務局が行います。



## 協議事項（２）

### 小委員会のスケジュール（案）について

	開催月日	協議内容	会場	協議会報告予定
1	15. 8.11	委員長及び副委員長の選出について 農業委員会委員の定数及び任期等検討小委員会設置要綱（案）について 小委員会のスケジュール（案）について 新市農業委員会の組織等について（事務局説明）	三本木町役場 ふれあいホール	15. 8.22
2	15. 9.13	農業委員会の組織等について（協議） ・農業委員会の区域 ・農業委員の定数 ・農業委員の選挙区 ・部会の設置	岩出山町 スコレハウス	15.10. 3
3	15.10. 9	農業委員会の組織等について（協議・原案決定） 合併特例法の適用について（事務局説明）	未定	15.10.24
4	15.11.20	合併特例法の適用について（協議・原案決定） 農業委員会委員の報酬について（事務局説明・協議・原案決定）	未定	15.12. 5
5	15.12.15	小委員会としての最終報告案決定	未定	15.12.25



## 協議事項（３）

### 新市農業委員会の組織等について

市町村の新設合併の場合、原則として、合併関係市町村の農業委員会は、全て廃止されるため、当該農業委員会の選挙委員、選任委員ともに身分を失うこととなり、選挙委員については、合併の日から50日以内に設置による一般選挙を行い、また、選任委員については、合併の日を選任することになります。

これに対しては、合併特例法等で特例措置が設けられていますが、協議・検討の手順として、まず合併特例法の特例適用期間終了後又は特例を適用しない場合の新市の農業委員会の組織等について協議・検討するものとします。

#### 1 新市農業委員会の区域について

農業委員会は、市町村に1つ置かれるのが原則ですが、市町村の面積が24,000haを超える市町村又は市町村の農地面積が7,000haを超える市町村については、市町村の区域を2つ以上に分けて、その各区域ごとに農業委員会を置くことができます。

〔農業委員会法第3条第1項、第2項〕

〔農業委員会法施行令第1条の3〕

a.

新市に1つの農業委員会を置く

b.

新市の区域を分けて、2つ以上の農業委員会を置く



新市の区域の分割方法の検討

\*この場合、合併前の1市6町のそれぞれの区域を農業委員会の区域として、7つの農業委員会を置くときは、農委法第34条の特例が適用される。

#### 2 新市農業委員会の定数について

選挙委員の定数は、農地面積と基準農家数の区分により、10人から40人、

30人又は20人までの間で、定めることとされています。

〔農業委員会法第7条第1項〕

〔農業委員会法施行令第2条の2〕

a.

農業委員会を1つとした場合



10人から40人までの間で  
定数を定める

b.

農業委員会を2つ以上とした場合



分割した区域ごとに、政令で定め  
る基準に従い定数を定める

### 3 新市農業委員会の選挙区について

農業委員会委員の選挙区は、その区域を選挙区とするのが原則ですが、すべての選挙区において区域内の農地面積が500ha以上となるか、又は農家世帯数が600以上となる場合は、区域を2つ以上に分けて選挙区を設置することができます。

〔農業委員会法第10条の2第1項、第2項〕

〔農業委員会法施行令第5条〕

a.

農業委員会の区域を1  
つの選挙区とする

b.

農業委員会の区域を2つ以上  
の選挙区に分ける



選挙区分割の検討  
要件（農地面積500ha以上、  
又は農家世帯600以上）  
〔農委法施行令第5条〕



選挙区ごとの定数の検討  
要件（おおむね選挙人の数に  
比例のこと）  
〔農委法第10条の2第3項〕

#### 4 新市農業委員会の部会について

選挙委員の定数が21人以上の農業委員会には、農地部会が必置とされ、その他の部会が任意設置とされています。また、選挙委員の定数が20人以下の農業委員会には、部会を置くことができません。

〔農業委員会法第19条〕

a.

選挙委員の定数が21人以上  
の農業委員会



農地部会 必置  
定数の検討  
他の部会 任意設置  
設置について検討  
定数の検討  
所掌事項の検討



部会の所掌事項については、  
部会が最終的意思決定機関と  
なる

b.

選挙委員の定数が20人以下  
の農業委員会



すべての事項について、総会が  
最終的意思決定機関となる

協議事項(3)資料1

大崎地方1市6町の農業委員会の状況

項目		現況							
		古川市	松山町	三本木町	鹿島台町	岩出山町	鳴子町	田尻町	計
委員定数 (人)	選挙委員	23(22)	12(10)	12(11)	16(15)	12(10)	10(9)	16(16)	101(93)
	議会推薦委員	3	1	2	2	3	1	2	14
	JA推薦委員	1	2	1	1	1	1	1	8
	共済推薦委員	1	0	1	1	1	1	1	6
合計		28(27)	15(13)	16(15)	20(19)	17(15)	13(12)	20(20)	129(121)
任期		H 17.7.19	H 16.2.28	H 16.2.28	H 17.7.19	H 17.7.19	H 17.7.19	H 17.7.19	
選挙区数		3選挙区	1選挙区	1選挙区	1選挙区	1選挙区	1選挙区	1選挙区	
委員会開催	総会	年2回	年12回	年12回	年12回	年12回	年12回	年12回	
	農地部会	年12回	-	-	-	-	-	-	
	農政部会	年12回	-	-	-	-	-	-	
区域面積 (ha)		13,414	3,010	4,463	5,405	14,070	32,610	6,558	79,530
農地面積 (ha)		6,156	1,071	1,418	1,772	2,541	1,054	3,263	17,275
農家個数 (戸)		3,758	586	732	1,052	1,406	672	1,655	9,861
選挙人名簿登録者(人)		8,553	1,582	1,797	3,352	3,267	2,285	6,373	27,209
月額報酬 (円)	会長	106,400	56,000	101,000	105,000	55,125	55,833	97,900	
	会長職務代理	54,100	38,916	48,500	54,000	34,833	38,250	43,200	
	部会長	53,000	-	-	-	-	-	-	
	委員	45,500	37,333	43,500	49,000	33,600	37,250	40,500	
費用弁償 (円)		37 × km	500	1,700	1,700	30 × km	34 × km	1,600	

(注)1 委員定数の( )書きは、現委員数

2 月額報酬について、年額で定めている町については、その額を12で除した額を記載

主な合併先行事例

合併市町村	都道府県名	合併年月日	合併関係市町村					合併形態	特例法の適用		合併後の農業委員会数	合併直後の農業委員会		特例解消後の農業委員会		農地部会の定数	選挙区	
			市町村名	市町村面積	農地面積 (作物統計等)	農家戸数 (センサス等)	選挙委員		選任委員	種別		期間	選挙委員数	選任委員数	選挙委員定数			選任委員数
篠山市	兵庫県	H11.04.01	(合併後)	(37,761 ha)	(4,596 ha)	(5,091 戸)	(55 人)	(7 人)	新設	特例法8条	H11.3.31  合併後1年間	1つ	55人	7人	30人	7人	19人 (選挙15人) (選任4人)	6つ  篠山町 1 3 西紀町 1 1 丹南町 1 1 (一部を丹南町へ) 今田町 1 1
			篠山町	18,746 ha	2,470 ha	2,593 戸	20 人	3 人										
			西紀町	5,442 ha	479 ha	641 戸	10 人	1 人										
			丹南町	8,374 ha	1,270 ha	1,394 戸	15 人	2 人										
			今田町	5,199 ha	377 ha	463 戸	10 人	1 人										
新潟市	新潟県	H13.01.01	(合併後)	(23,191 ha)	(7,780 ha)	(5,508 戸)	(48 人)	(15 人)	編入	農委法34条	H14.7.19  委員の任期満了(統一選)まで	特例期間後1つに合併	2つ (30人) (18人)	15人 (11人) (4人)	30人	12人	19人 (選挙15人) (選任4人)	5つ  旧新潟市 4 旧黒崎町 1 (継続)
			新潟市	20,594 ha	6,290 ha	4,727 戸	30 人	11 人										
			黒埼町	2,597 ha	1,490 ha	78 戸	18 人	4 人										
西東京市	東京都	H13.01.21	(合併後)	(1,585 ha)	(207 ha)	(324 戸)	(20 人)	(11 人)	新設	特例法8条	H14.1.20  合併後1年間	1つ	20人	7人	20人	7人	-	1つ  旧田無市 1 旧保谷市 1 (統合)
			田無市	680 ha	90 ha	118 戸	10 人	5 人										
			保谷市	905 ha	117 ha	206 戸	10 人	6 人										
潮来市	茨城県	H13.04.01	(合併後)	(6,267 ha)	(2,190 ha)	(1,733 戸)	(27 人)	(7 人)	編入	特例法8条	H16.2.2  潮来町農委の残任期間	1つ	27人	7人	18人	7人	-	11つ  旧潮来町 8 旧牛堀町 3
			潮来町	4,388 ha	1,600 ha	1,228 戸	15 人	6 人										
			牛堀町	1,879 ha	590 ha	505 戸	12 人	1 人										
さいたま市	埼玉県	H13.05.01	(合併後)	(16,833 ha)	(2,160 ha)	(3,562 戸)	(67 人)	(16 人)	新設	特例法8条	H14.4.30  合併後1年間	1つ	67人	7人	30人	7人	18人 (選挙15人) (選任3人)	2つ  旧大宮市 3 旧浦和市 1 旧与野市 1 大宮区域と浦和・与野区域に統合
			浦和市	7,067 ha	1,040 ha	1,373 戸	25 人	7 人										
			大宮市	8,937 ha	1,650 ha	2,088 戸	30 人	5 人										
			与野市	829 ha	43 ha	101 戸	12 人	4 人										
大船渡市	岩手県	H13.11.15	(合併後)	(31,778 ha)	(745 ha)	(1,455 戸)	(30 人)	(7 人)	編入	特例法8条	H14.7.19  委員の任期満了(統一選)まで	1つ	30人	5人	20人	5人	17人 (選挙15人) (選任2人) (暫定期間)	3つ  旧大船渡市 2 旧三陸町 1 (継続)
			大船渡市	18,065 ha	481 ha	962 戸	20 人	4 人										
			三陸町	13,713 ha	264 ha	493 戸	10 人	3 人										
久米島町	沖縄県	H14.04.01	(合併後)	(6,233 ha)	(1,753 ha)	(1,089 戸)	(30 人)	(5 人)	新設	特例法8条	H14.9.30  委員の任期満了(統一選)まで	1つ	30人	5人	16人	4人	-	1つ  旧具志川村 1 旧仲里村 1 (統合)
			具志川村	2,458 ha	793 ha	450 戸	15 人	3 人										
			仲里村	3,775 ha	960 ha	639 戸	15 人	2 人										
さぬき市	香川県	H14.04.01	(合併後)	(15,881 ha)	(2,773 ha)	(3,782 戸)	(58 人)	(7 人)	新設	特例法8条	H14.7.20  委員の任期満了(統一選)まで	1つ	58人	7人	30人	7人	19人 (選挙15人) (選任4人)	4つ  旧市町村 各1 志度町と寒川町を1つの区域とした。
			津田町	1,369 ha	191 ha	270 戸	10 人	1 人										
			大川町	3,454 ha	548 ha	766 戸	9 人	1 人										
			志度町	4,005 ha	711 ha	970 戸	16 人	2 人										
			寒川町	2,310 ha	512 ha	622 戸	10 人	1 人										
			長尾町	4,743 ha	811 ha	1,154 戸	13 人	2 人										

主な合併先行事例

合併市町村	都道府県名	合併年月日	合併関係市町村						合併形態	特例法の適用		合併後の農業委員会数	合併直後の農業委員会		特例解消後の農業委員会		農地部会の定数	選挙区
			市町村名	市町村面積	農地面積 (作物統計等)	農家戸数 (センサス等)	選挙委員	選任委員		種別	期間		選挙委員数	選任委員数	選挙委員定数	選任委員数		
新居浜市	愛媛県	H15.04.01	(合併後)	(23,430 ha)	(1,558 ha)	(3,350 戸)	(31 人)	(9 人)	編入	特例法8条	委員の任期満了 (統一選)まで	1つ	28人	7人	25人	7人	16人 (選挙13人) (選任3人)	2つ 旧新居浜市 2 旧別子山村 1 (別子山村を統合)
			新居浜市	16,130 ha	1,545 ha	3,308 戸	25 人	7 人										
			別子山村	7,300 ha	13 ha	42 戸	6 人	2 人										
周南市	山口県	H15.04.21	(合併後)	(65,600 ha)	(2,359 ha)	(4,957 戸)	(60 人)	(16 人)	新設	農委法34条	委員の任期満了 (統一選)まで	4つ	(60人)	(16人)	30人	7人	(未定)	(未定)
			徳山市	33,983 ha	1,111 ha	2,594 戸	20 人	5 人					20人	5人				
			新南陽市	6,421 ha	255 ha	681 戸	14 人	3 人					14人	3人				
			熊毛市	7,050 ha	583 ha	1,048 戸	16 人	3 人					16人	3人				
			鹿野町	18,146 ha	410 ha	634 戸	10 人	5 人					10人	5人				

## 協議事項（４）

### 次回会議の開催について

次回会議の開催については、下記のとおり提案する。

#### 記

##### 1 開催日時

平成15年9月13日（土）  
午後1時30分から

##### 2 場所

岩出山町 スコーレハウス